

郷土室だより

第 26 号

昭和54年12月15日

編集・発行

東京都中央区立 京橋図書館

東京都中央区築地 1-1-1

電話 543-9025

切絵図考証 一三

安 藤 菊 二

築地五丁目(続)

○稲葉長門守

「また美濃守と称した。名は正邦である。丹羽長富の二男で、山城淀藩主正誼の嗣となり、嘉永元年二月その家を承嗣ぐ。文久三年京都所司代となり、慶応年中老中となり、後また外国事務総裁に任じ、久しく幕政に関与した。明治三十一年七月没。」

(「近世日本国民史」尊皇攘夷篇人物概覧、一四頁)
「淀藩(山城淀)」

稲葉美濃守正邦 十万二千石

稲葉氏は本姓越智氏なり。慶長の初め、内匠頭正成小早川秀秋に仕ふ。小早川氏滅びて徳川氏の家人となる。大阪役に功有りて越前宰相忠昌の傅となり、采邑を越後に賜り糸魚川城に移治す。忠昌の亡後野州真岡八万石に移封さる。一成卒後寛永三年一万石を加封され、二年老中に補す。後屢加封を累ね、又各地に移封し、享保八年正知に至り、山城淀城に移封す。後十一世子孫相伝へて正邦に至り正政維新となる。明治二年六月淀藩知事に任ぜらる。「(列藩要鑑)按ずるに、小田原城主稲葉正則が築地海岸に地を賜うたのは、この地理立後間もない万

治三年であった。市史稿所引『子爵稲葉家文書』に築地一万百六拾坪

万治三年^カ。子^カ。年海岸拝領、翌年より普請、寛文二寅二月廿五日南之方後地拝領。

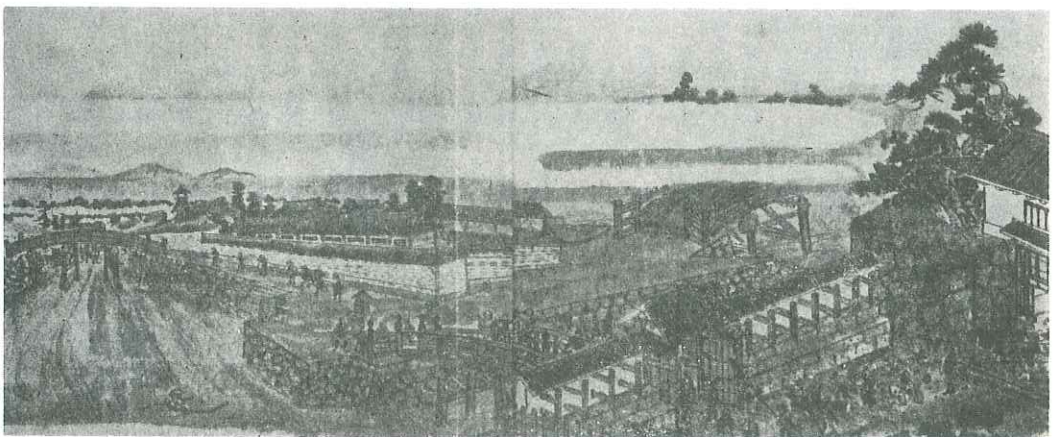
とある。(市街稿第七一〇〇四頁)

○初代正則はこの地を得て楼を築き、「江風山月楼」と称した。けだし、蘇東坡の「前赤壁賦」に「惟江上之清風、与三山間之明月、耳得之爲声、目遇之而成色」とあるの語に採って名づけたのである。

当時風光明眉をもって喧伝せられたことは『京橋区史上巻』に、すでにこれを説いている。

○一橋邸

元稲葉丹後守屋敷だった所を、延享三年十二月三日、巢鴨下屋敷と引替に受領した。坪数一九、四〇〇坪。「建家立具壘長屋土蔵植木石共渡」とあるから、旧邸をそっくり引渡しを受けたのであろう。寛政四年には、相對替により、



↑ 汐先橋

↑ 奥平家下屋敷

↑ 浜大手御門(現南門橋)

↑ 尾張橋

御浜御殿前景(今泉源吉著「桂川家の人々」より)

一七、六七七坪余を、松平越中守(定信)に譲渡した。

一橋邸の沿革は「江戸藩邸沿革」に次のようにある。

一橋家 向築地下屋敷

拜領、延享三年十一月六日。添地拝領明和八年正月。切坪相對替、寛政四年閏二月十二日。相對替田込文政七年八月廿日、坪数四千五百五拾八坪。

一橋記録、延享三寅年十一月六日、御屋敷二成。元福葉丹後守屋敷之内

壹万九千四百坪。明和八卯年正月廿一日御添地七百九拾六坪余。寛政四年閏二月十二日、壹万七千六百七拾七坪余、松平越中守之御譲二成。

同年四月廿四日三百拾式坪元大畑之内ニテ此方え戻ル。同年八月廿八日貳百七拾式坪半東川端御物見地面ニテ松平越中守へ相渡ス。差引壹万七千六百三拾七坪半松平越中守え全御譲二成。当時残坪式千五百五拾八坪余。文政七申年閏八月十日松平越中守屋敷之内、貳千坪御屋敷二成。」

(市街篇四九)

○大成武鑑(安政六年版)によれば「一橋家徳川慶喜様御贈料十萬石御附衆」の内

御勘定組頭 つきじ宮下九八郎

御切米手形改 つきじ新井弥三郎

御屋敷奉行 つきじ石渡庄左エ門

御蔵奉行 つきじ御やしき朝倉孫一郎

御右筆衆 つきじ石渡金次郎

とあって、築地の屋敷が蔵屋敷として使用されていたことが窺われる。

第18 浜離宮庭園

○浜離宮庭園(浜苑) 汐留駅の東方、本区の最南端にある臨港庭園たる本園は、明治時代には築地四丁目に属し、震災後の町名整理で築地六丁目となり

更に昭和四一年の築地地区の町名整理で、丁目が取れて、一区画一円が「浜離宮庭園」と呼ばれることになった。

浜苑の沿革は、すでに各種の図書に記されていて衆知のことであるが、小宮山南梁翁著「徳川太平記」にたいへん分り易く記されているので、まずそれをここに掲げておこう。

浜吹上の庭苑

江戸城中には昔し園池台観の設けなし。僅に山里の茶亭ありて慶長以降かはるがはる諸候を召れて、將軍手点的茶を賜はりしことありき。其外品川小石川隅田川千住小菅永代島越谷東金神奈川等に御殿御茶屋と唱へしものあまたあり。皆將軍鷹獅のときに休泊の用となされしものなり。この御殿御茶屋の類は、綱吉公鷹獅を享められしときに皆廃され、其後白銀白山の両処へ御殿を置れしが是

は元禄の頃しばしば大火ありしゆゑ万一面城災に罹りしときの備へなりしとぞ。もと遊覧の爲に設しものにあらずれば甚だ壯麗なるものにあらざること知るべし。然るに宝永以來浜吹上両処の経営ありて庭苑と称すべきもの出来り、是当代園池を好せられしが故なり。浜の御殿は昔し鷹場なりしを、承応中に甲府宰相綱重卿に易はりて其下屋敷となされしに

追々海面を埋立て其地を広められ、宝永中に至て浅野土佐守長助役し、ますく其地を増築して四周を石壁となし大手門を設け橋を架して、城郭の如くに構へられたり。さて其内には大小の池を鑿り中島を築き、八景山・富士見山・毛氈山・躑躅山・海手山・諏訪山・御亭山といふを築き、中島茶屋・葦草茶屋・燕茶屋・松茶屋・海手茶屋などいふ茶亭腰掛を数ヶ所設けられたり。宝永正徳の間には大抵落成し、公及び御台所姫君しばしば此に遊覧し給ひ、或は天地丸の進退を見給ひ、又は関東村々の婦女を召れて早苗を植るを見給ひしことあり、又近衛太閤基熙公・伏見宮邦永親王及び智恩院尊統法親王・円満院寛尊法親王・一乘院尊賞法親王を延請せられて饗応し給へることあり、宿老小老大坂城代其外諸

有司に縦覧を許されしが如きはいふ迄もなきなり。其後享保九年に加賀町辺の火、苑中に延焼して、茶亭以下多く焼失しければ、庭苑は廃されて八十宮及び寿光院綱吉公女房、法心院家宣女房、蓮淨院上の居館となされたり。かくて享保以後は久しく荒廢してありしを、第十一代家齊公のとき再修せられて、今のありさまとはなれるなり。

浜苑の沿革の概要はこれよくうかがうことができる。なお『浜苑紀略』(都立中央図書館蔵)には、幕末から明治にかけての変遷を、次のように記している。

慶応二年の冬御浜奉行を廢して海軍奉行の所管と爲る。始て洋式を模し石室を築き、以て海軍所と爲す。木村明治維新の八月、悉く之を朝廷に収む。初め軍務官、外国官、邊に之を管し、尋で東京府之に代り、二年五月石室を分て復外国官に属す。始めて延遠館と名づく。統計表。面積凡そ二万七千七百六十五坪三年閏十月、苑を宮内省に属し、爾後称して浜離宮と云ふ。浜殿一件、類聚計表。面積凡そ五万三千四百九十九坪七年十二月始めて毎月三次五日、十五日、官吏及び華族の遊覧を縱す。其後、改めて毎土曜日と爲す。類編同書はかように記した後に、「今亭観以下、其名称頭はるる者を挙る左の

如し」として記す所がある。即ち次の如くだ。

× × × × ×

中の門橋 此橋 延宝の頃 已に之れあり。享保中災に罹りし後、溝を塞ぎ道を通ず。明和五年松平肥後守容碩の請に由て復之を開き橋を架す。

内府 沿革 近時道を修し橋を新にし、復旧時の形勢に非ず。(割注)「○地理局実則図には一の門に作る。以下引書を註せざる者は、浜苑旧吏木村毅、小川利信の所説及余が親しく按視する所に係る。」

中の門 大手門と新錢座門との間に在るを以て此名あり。旧時は常に鎖して啓くことなし。維新の後大手は外務省に属するを以て此を通用門と為すと云。近時之を撤して更に表門を設く。

延遠館の門 表門の左に在り。維新の後設く。

柳下門 旧時延遠館門の辺に在り。今存せず。

馬入門 表門の右に在り。内馬場に入る。今猶存す。

内花壇 騎兵休所の辺に在り。其地に奉行の官舎あり。今廢して跡なし。

御成門 旧時表門の辺に在り。

庭口門 旧時御成門より進て苑に入る。処に在り。以上二門今存せず。

藁葺茶屋 一に見合所と云。小川泰藤棚の内に在り。此亭往時より之れあり。

寛書

將軍鷹胤の時止息の処なり。松風ノ旧時左右に鷹房鳩時あり。(割注)「○

日野大納言資愛、浜庭遊覧儀定書、腰掛に作る。浜殿旧記を按ずるに、此茶屋蓋し寛政七年に作る者なり。

燕の茶屋 藁葺茶屋の右に在り。文恭院の時設く。其針かくし燕子に象る。故に此名あり。(割注)「浜の松風○

浜苑紀勝云。戸障皆磁作之、冷臙照人鬚眉。」

大池 北西、八景山の下より、中島を繞りて、南東横渠に接す。(割注)「○旧記、宝曆九年に泉水の広さ凡そ八千坪。」

傳橋 中島小字島の前後に架す。凡四條あり。小の字島左右の二橋は俱に藤棚を以て之を覆ふ。(割注)「○旧記云。寛政八年始て藤棚を設く。長さ四十一間余。」

小の字島 中島の北に在り。其状小字の如し。今は改修して旧時の形なし。

中島 中島茶屋 大池の中心に在り。茶屋は往時より之れあり。旧と狎鷗亭の榜を掲ぐ。(割注)「浜苑紀勝。○宝永年録、間部日記等に島の茶屋とあるは蓋し是なり。」

八景山 中島の北岸に在り。上に楓樹多し。此山苑中の八勝を一望す。故に名づく。記勝

三間橋 八景山の下、大池の水船溜に通ずる所に架す。

船溜 三間橋北の小池を云。(割注)「○按に旧記に享保十四年船溜より新錢座の界に小渠を設けて潮水を交通し、魚類の病を生ずるを防ぐ。之を構堀と云。蓮淨院居館の構内に在るを以てなり。今存する小渠は蓋し是なり。」

内馬場 八景山の西南に在り。馬見所あり猶存す。(割注)「○旧記、寛政二年奥馬場に作ル。」

観音堂 大池の南、海岸に在り。維新の後廢して只石壇のみ存す。(割注)「○浜苑紀勝云。旧時古鐘一口あり。浜の松風云。観世音の像は慈覚大師の手刻なり。」

潮見山 観音堂の東に在る小阜を云。旧樋の口 潮見山の東に在り。潮水出入の処なり。

上船場 旧樋の口の東伝橋の側に在り。玄齋島 中島の南に在る小洲を云。潮来れば没し、潮退けば露はる。玄齋は始て之を設けし者の名と云。今は蒲芦養生して洲形弁ずべからず。(割注)「按に甲府日記、寛文九年十一月二十九日浜庭作事奉行せるものに賞賜あり。其内に銀三枚玄齋是は

多し。此山苑中の八勝を一望す。故に名づく。記勝

三間橋 八景山の下、大池の水船溜に通ずる所に架す。

船溜 三間橋北の小池を云。(割注)「○按に旧記に享保十四年船溜より新錢座の界に小渠を設けて潮水を交通し、魚類の病を生ずるを防ぐ。之を構堀と云。蓮淨院居館の構内に在るを以てなり。今存する小渠は蓋し是なり。」

内馬場 八景山の西南に在り。馬見所あり猶存す。(割注)「○旧記、寛政二年奥馬場に作ル。」

観音堂 大池の南、海岸に在り。維新の後廢して只石壇のみ存す。(割注)「○浜苑紀勝云。旧時古鐘一口あり。浜の松風云。観世音の像は慈覚大師の手刻なり。」

潮見山 観音堂の東に在る小阜を云。旧樋の口 潮見山の東に在り。潮水出入の処なり。

上船場 旧樋の口の東伝橋の側に在り。玄齋島 中島の南に在る小洲を云。潮来れば没し、潮退けば露はる。玄齋は始て之を設けし者の名と云。今は蒲芦養生して洲形弁ずべからず。(割注)「按に甲府日記、寛文九年十一月二十九日浜庭作事奉行せるものに賞賜あり。其内に銀三枚玄齋是は

築山泉水奉行せるに付之を賜ふ。とあり。是人なるべし。」

毛氈山 三丈ヶ岡 二山共に富士見山の西南麓に在り。(割注)「○日野大納言遊覧儀定書、山条に作り、浜の松葉、三条に作る。

富士見山 苑の南角に在り。西南に富士を望む故に此名あり。此山旧時は最南端に在り、維新の後砲台を撤する時今の処に移すと云。(割注)「或は略して富士山とも呼ぶ。」

砲台 苑の最南端に在り。安政中築く所なり。維新の後毀ち去り今存せず。

躑躅山 富士見山の東麓に在り。躑躅花僅に存す。(割注)「○此山及毛氈山三丈岡共に砲台撤の後、稍々旧位置を變ずと云。

中の橋 玄齋島の右、大池の水東に通ずる処に架す。此橋以東を俗に横渠と呼ぶ。(割注)「按に旧記横堀に作る。」

富士見山下鳥溜 維新の後之を填めて跡なし。

海手小橋 中の橋の右に在りて横渠の支溝に架す。近時其下に樋の口を設く。

海手通 凡て東南海岸の路を云。松葉

(以下次号)